

MVNO 延長保証 R サービス利用規約

第1章 総則

第 1 条 (MVNO 延長保証 R サービス)

株式会社アドバンスコープ(以下「当社」といいます)は、株式会社アイテム(以下「アイテム」といいます)と MVNO 延長保証 R サービス利用規約(以下「本規約」といいます)を定め、これにより MVNO 延長保証 R サービス(以下「本サービス」といいます)を当社の ads.mobile サービス契約者(以下「本契約者」といいます)に提供します。

第 2 条 (本規約の変更)

当社は、本規約(別紙を含みます)を本契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

第 3 条 (用語の定義)

本規約(別紙を含みます)においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本契約者	当社と本契約を締結している ads.mobile サービス契約者
当社指定端末	SIM 等を使用する携帯端末のうち、本サービスの対象として当社が販売及び指定したものの
代替携帯端末	本契約者に修理済携帯端末を提供する迄の間、アイテムが本契約者に貸与する携帯端末
修理済携帯端末	修理対象の当社指定端末を修理した携帯端末
メーカー保証	本サービスの対象となる携帯端末の製造者が行う保証
SIM 等	Subscriber Identity Module Card の略で電話番号を特定するための固有の ID 番号が記録された IC カード又は携帯端末が保有する eSIM のプロファイル

第2章 本サービスの提供

第 4 条 (本サービスの提供範囲)

- 本サービスは、第 6 条(サービス内容)に定めるサービスを本契約者に提供します。
- 本サービスの対象とする当社指定端末は当社が本契約者に提供する日本ケーブルテレビ連盟推奨の SIM 等を使用する携帯端末うち、当社が販売及び指定した携帯端末に限りします。
- 本サービスの対象とする当社指定端末は当社が販売及び指定した携帯端末とします。
- 本サービスの対象とする当社指定端末は、以下のいずれかに該当するものを除きます。
 - 当社が販売していない端末
 - 技適マーク(総務省令で定められた技術基準適合証明等のマーク)が付されていないもの。
 - IMEI 番号の確認ができないもの。
 - 本契約者の当社指定端末が本サービス申込み時に、既に故障、全損または一部破損しているもの。
- 本サービスの提供期間は本サービス提供日から 3 年後の同月末日または第 29 条(本サービス提供の終了)乃至第 31 条(当社が行う

契約解除)に定める理由により本サービスの契約が終了する迄とします。

- SIM 等は本サービスの対象外とします。

第 5 条 (本サービスの提供条件)

当社は、以下の各号に定める条件を全て満たす場合にのみ、本サービスを本契約者に提供します。

- 当社が指定及び販売した端末
- 当社が本契約者から、別途指定する方法で申込み手続き時に本契約者の情報提供を受けていること。
- 本サービス提供の申込み手続き時に当社指定端末に故障、全損または一部破損がないことを当社が確認済みであること。
- 修理対象の当社指定端末に SIM 等が残されていないこと。
- 改造(分解改造・部品の交換・塗装等)が施されている当社指定端末は、改造部位を純正品に戻すこと。
- 当社は、当社指定端末に含まれるデータ(アドレス帳、データフォルダ、メール等)に関する一切の責任を負わないこと。
- 本サービスの提供に伴い当社指定端末の修理のために取外した機械部品及び外装ケース等は本契約者に返却しないこと。

第 6 条 (サービス内容)

- 当社は、第 7 条(修理済携帯端末の提供対象となる事故)に定める当社指定端末の故障、全損または一部破損が生じた場合、本契約者からの修理の申出(以下「当社指定端末の修理の申出」といいます)により修理済携帯端末の提供を行います。また、修理済携帯端末が提供される迄の期間、代替携帯端末をアイテムが本契約者に貸与します。
- 当社指定端末の修理の申出を受けた場合、申出の内容を精査し、本サービスによる当社指定端末の修理の対象と判断した場合は特段の理由がない限り、申出後 2 日を目処に代替携帯端末 1 台と修理の対象となる当社指定端末を返送するためのパッケージ一式を本契約者の登録した住所(日本国内の住所に限ります)にアイテムが別に定める方法により送付します。なお、本契約者の登録した住所、当社指定端末の修理の申出を受付けた時刻等によっては、2 日での送付ができない場合があります。
- 本契約者は、アイテムが送付した代替携帯端末を受領したときは、第 14 条(修理対象の当社指定端末の送付)の定めに従いアイテムの指定先に修理の対象となる当社指定端末を送付して頂きます。
- 修理済携帯端末の提供準備ができ次第、修理済携帯端末と代替携帯端末を返送するためのパッケージ一式を本契約者の登録した住所(日本国内の住所に限ります)にアイテムが別に定める方法により送付します。
- 本契約者は、アイテムが送付した修理済携帯端末を受領したときは、第 15 条(代替携帯端末の返送)の定めに従いアイテムの指定先に代替携帯端末を返送して頂きます。
- 本契約者は、修理済携帯端末が新製品の出荷時と同等の状態に初期化したものである場合があることを承諾して頂きます。
- 当社指定端末を修理する場合、第 19 条(当社指定端末の修理)の定めに従い修理を行います。
- 本サービスは原則として修理済携帯端末の提供を行います。修理部品不足等の事由により修理が困難であるとアイテムが判断した場合は、別途アイテムが指定する同等機種を修理済携帯端末として提供する場合があります。

MVNO 延長保証 R サービス利用規約

- 9 第 1 項に基づきアイテムが提供する修理済携帯端末の OS のバージョンは本サービス提供日の当社指定端末のバージョンと異なる場合があります。
- 10 第 1 項に基づきアイテムが提供する修理済携帯端末は、電池パックの他は原則として付属品その他の製品は含まれません。ただし、第 8 項に基づきアイテムが提供する修理済携帯端末が別途アイテムの指定する同等機種となる場合は、当該機種の付属品各 1 個も併せて送付する場合があります。
- 11 不在または届出られた住所の誤り等により、アイテムが別に定める期間を経過しても代替携帯端末の再配達完了しなかった場合は、当社指定端末の修理の申出は取消されたものとみなします。

第 7 条 (修理済携帯端末の提供対象となる事故)

- 1 本サービスの対象とする当社指定端末の自然故障 (取扱説明書等の注意書きに従った正常な使用状態のもとで発生した故障)。
- 2 偶然的事故による本サービスの対象とする当社指定端末の水濡れ、全損または一部の破損。

第 8 条 (修理済携帯端末の提供対象とならないケース)

- 1 当社指定端末の修理の申出事由が、本サービスの対象とする当社指定端末の紛失や盗難によるものであるとき。
- 2 当社指定端末の修理の申出が第 21 条 (禁止事項) に定める禁止事項のいずれかに該当するとき。
- 3 過去に本規約への違反があり、当社指定端末の修理の申出時においてなお当該違反が是正されていないとき。
- 4 過去に同一名義の当社指定端末の修理の申出内容に虚偽申告があったとアイテムが判断したとき。
- 5 当社指定端末の修理の申出時において、支払期限を経過してもなお支払頂いていない月額料があるとき。
- 6 当社指定端末の修理の申出事由が、本サービスの対象とする当社指定端末の傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害で携帯端末の機能に影響が生じていないものであるとき。
- 7 当社指定端末の修理の申出事由が本サービスの対象とする当社指定端末の消耗、変質、変色等による損害であるとき。
- 8 本サービスの対象とする当社指定端末が加工、改造 (第 5 条第 1 項第 5 号により改造部位を純正品に戻したものを除きます)、解析 (ソフトウェアの改造、解析 (ルート化等を含む)、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを含む) されたものであるとき。
- 9 当社指定端末の修理の申出事由が本サービスの対象とする当社指定端末の誤使用により生じたものであるとき。
- 10 当社指定端末の修理の申出事由が本サービスの対象とする当社指定端末または外部メモリ媒体に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メールデータ・音源データ・IC カード内のデータ、その他一切の電子データの消去による損害であるとき。
- 11 当社指定端末の修理の申出事由がコンピュータウイルスによる障害に起因するものであるとき。
- 12 当社指定端末の修理の申出事由が本契約者の故意または重大な過失により発生したものであるとき。
- 13 当社指定端末の修理の申出事由が地震、噴火、津波、洪水等の天災により発生したものであるとき。
- 14 当社指定端末の修理の申出事由が戦争、暴動またはテロにより発生したものであるとき。
- 15 当社指定端末の修理の申出事由が差押え等の国または地方公共団体による公権力の行使により発生したものであるとき。

- 16 当社指定端末の修理の申出事由が核燃料物質、放射能汚染により発生したものであるとき。

第 9 条 (メーカー保証の優先)

故障時期及び内容がメーカー保証の対象となる場合、本サービスの利用に対してメーカー保証が優先します。従って、本サービスの期間中であっても、本契約者にメーカー保証による対応をお願いすることがあります。

第 10 条 (当社指定端末の修理の申出の方法)

第 7 条 (修理済携帯端末の提供対象となる事故) に定める事故が発生し、当社指定端末の修理の申出を希望する場合は、当社が別に定める方法に従い当社指定端末の修理の申出が必要です。当社は、当社指定端末の修理の申出に対し、本契約者本人からの申出であることを確認します。

第 11 条 (修理済携帯端末の利用回数及び負担金)

- 1 本契約者への本サービス開始日を起算日として、1 年間に 2 回迄利用可能です。当社指定端末の修理の申出時において、過去 1 年間に既に 2 回、修理済携帯端末の提供を受けている場合は、1 年を経過する迄修理済携帯端末の提供はできません。
- 2 本契約者が修理済携帯端末の提供を受ける場合、本契約者は、別紙 1 (負担金) に定める負担金を支払って頂きます。なお、当社は、お支払い頂いた負担金について、いかなる事由であっても返金には応じかねます。

第 12 条 (修理済携帯端末の保証期間)

本契約者は、第 6 条 (サービス内容) に基づきアイテムが本契約者に送付した修理済携帯端末について、受領した時点で破損、自然故障その他不具合を発見した場合は、修理済携帯端末受領後 14 日以内にその旨を当社が別に定める連絡先に申出の必要があり、当社の指示に従い当該不具合の発見された修理済携帯端末をアイテムに返送して頂きます。アイテムは、特段の事由がある場合を除き、第 19 条 (当社指定端末の修理) に基づき修理を行い、本契約者に修理済携帯端末を提供します。なお、本条に基づく修理済携帯端末の提供は、前条 (修理済携帯端末の利用回数及び負担金) 第 1 項に定める修理済携帯端末の利用回数には算入されません。本条に基づき修理済携帯端末受領後 14 日以内に本契約者より申出のなかった不具合または自然故障については、後日、本契約者からの申告があった場合は、前条 (修理済携帯端末の利用回数及び負担金) 第 1 項に定める修理済携帯端末の利用回数に算入されます。

第 13 条 (所有権の移転)

アイテムにおいて当社指定端末を修理した場合における故障部品及び第 6 条 (サービス内容) 第 8 項に基づきアイテムが指定する同等機種を修理済携帯端末として提供した場合における当社指定端末の所有権は、全てアイテムに移転し、帰属します。

第 14 条 (修理対象の当社指定端末の送付)

- 1 本契約者は、第 6 条 (サービス内容) に基づきアイテムが送付した代替携帯端末を受領したときは、当社指定端末の修理の申出事由が当社指定端末の修理の申出の時点において修理対象の当社指定端末の送付が困難であると当社が認めた場合を除き、受領後 14 日以内に、修理対象の当社指定端末をアイテムが定める方法によりアイテムの指定先に送付して頂きます (SIM 等、外部

MVNO 延長保証 R サービス利用規約

メモリ媒体及び付属品その他の製品を除いた状態で送付して頂きます。

- 2 万一、本契約者がアイテムの指定する物品等以外のものを送付した場合、当社は、本契約者が当該送付した物品等にかかる所有権その他一切の権利を放棄されたものとみなし、当該物品等をアイテムが適当と判断する方法により廃棄、処分等することができ、本契約者は、これに異議を唱えることはできません。当社は、本契約者に対し、当該物品等及び当該物品等に含まれる情報等の取扱い及び返送について責任を負いません。

第 15 条 (代替携帯端末の返送)

- 1 本契約者は、第 6 条(サービス内容)に基づきアイテムが送付した修理済携帯端末を受領したときは、受領後 14 日以内に、代替携帯端末をアイテムが定める方法によりアイテムの指定先に返送して頂きます (SIM 等、外部メモリ媒体及び付属品その他の製品を除いた状態で返送して頂きます)。
- 2 万一、本契約者がアイテムの指定する物品等以外のものを送付した場合、当社は、本契約者が当該送付した物品等にかかる所有権その他一切の権利を放棄されたものとみなし、当該物品等をアイテムが適当と判断する方法により廃棄、処分等することができ、本契約者は、これに異議を唱えることはできません。当社は、本契約者に対し、当該物品等及び当該物品等に含まれる情報等の取扱い及び返送について責任を負いません。
- 3 アイテムの指定先に送付された代替携帯端末に故障、全損または一部破損が確認された場合、第 11 条(修理済携帯端末の利用回数及び負担金)に基づく本サービスの利用が発生し、本サービスの利用回数を 1 回加算するものとします。また、本契約者は、別紙 1(負担金)に定める負担金を支払って頂きます。なお、当社は、お支払い頂いた負担金について、いかなる事由であっても返金には応じかねます。

第 16 条 (修理対象の当社指定端末内部のデータの消去)

修理対象の当社指定端末の送付時には、修理対象の当社指定端末内に記録された一切のデータ (※) を本契約者において事前に全て消去して頂きます。本契約者が送付した修理対象の当社指定端末にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害について当社は、一切の責任を負いません。また、修理対象の当社指定端末内に記録されていたデータの交換もしくは修理済携帯端末への移行は、本契約者自身の責任で実施して頂きます。

※発着信履歴・電話帳データ・電子メールデータ・画像データ・音源データ、その他一切のデータを含みます (ただし、携帯端末の出荷時点で記録されているもの等、本契約者において消去できないデータを除きます)。

第 17 条 (送料)

本サービスに伴う送料は、原則としてアイテムの負担とします。ただし、本契約者が修理対象の当社指定端末または代替携帯端末またはアイテムが指定する書類をアイテムが定める方法以外の方法により送付する場合は、当該送付にかかる送料は本契約者に負担して頂きます。

第 18 条 (違約金)

本契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、別紙 1(違約金)に定める違約金を、当社に支払うものとします。なお、当社は、本

契約者が支払った違約金について、いかなる事由であっても返金には応じかねます。

- ① 第 14 条(修理対象の当社指定端末の送付)第 1 項の定めに違反し、修理対象の当社指定端末を送付期限内にアイテムに送付しなかった場合。
- ② 第 15 条(代替携帯端末の返送)第 1 項の定めに違反しアイテムが送付した代替携帯端末をアイテムの指定した期日返にアイテムに返送しなかった場合。
- ③ 携帯端末の交換もしくは修理の申出を取消したにもかかわらず、第 20 条(当社指定端末の修理の申出の取消し)の定めに違反しアイテムが送付した代替携帯端末をアイテムの指定した期日返にアイテムに返送しなかった場合。
- ④ 第 21 条(禁止事項)の定めに違反して当社指定端末の修理の申出をした場合。

第 19 条 (当社指定端末の修理)

本サービスに基づき本契約者から送付された修理対象の当社指定端末は、アイテムが指定する修理業者において修理を行います。また、アイテムは、純正品以外の部品を使用することができ、この場合、当該対象商品において一般的に妥当と認められる水準で修理を行います。

なお、電池パックの消耗は本サービスの対象外となりますが、本契約者からの申出があれば実費にて電池パックの交換を行います。

第 20 条 (当社指定端末の修理の申出の取消し)

第 10 条(当社指定端末の修理の申出の方法)に基づき当社指定端末の修理の申出を行った場合であっても、正当な理由があるとアイテムが認めるときは、アイテムが送付した代替携帯端末等の梱包が開封されていない場合でかつ当社指定端末の修理の申出後 8 日以内にお申出頂いた場合に限り、本契約者は、当社指定端末の修理の申出を取消することができます。この場合本契約者は、アイテムが別途指定する期間内にアイテムが第 6 条(サービス内容)に基づき送付した代替携帯端末をアイテムに返送して頂きます。

第 21 条 (禁止事項)

本契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないことに承諾して頂きます。

- ① 本サービスにおける当社指定端末の修理の申出時、その他本サービスの利用にあたり、虚偽の届出または申告を行うこと。
- ② 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- ③ 本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
- ④ 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
- ⑤ 上記各号の他、法令、公序良俗、本規約もしくは規定等に違反する行為、またはそのおそれのある行為。

第 22 条 (お客様情報の確認)

当社は、当社指定端末の修理の申出の受付時に必要と判断した場合、各種確認書類 (本人確認書類等) の写しの提出を本契約者に求める場合があります。

第 3 章 料金

第 23 条 (利用料金)

当社が提供する本サービスの料金は、別紙 1(利用料金)に定めるところによります。料金は本サービスの対象となる当社指定端末の台数に応じて発生します。

MVNO 延長保証 R サービス利用規約

第 2 4 条 (利用料金の支払い義務)

- 1 本契約者は、別紙1(利用料金)に定める月額利用料金(以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします)の支払いを要します。なお、利用料等は利用開始日の属する月から発生するものとします。
- 2 本契約が月の途中で終了した場合であっても、利用料等は日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本契約の終了日の属する月が同一の場合、本契約者は、1ヶ月分の利用料等の支払いを要します。
- 3 当社は、本規約に別段の定めがある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第 2 5 条 (割増金)

本契約者は、料金の支払いを不法又は不当に免れた場合は、その免れた額の ほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払うものとします。

第 2 6 条 (延滞利息)

本契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 2 7 条 (端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 2 8 条 (利用料の支払い)

- 1 本契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する支払い方法において支払うものとします。
- 2 本契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

第4章 本サービス提供の終了等

第 2 9 条 (本サービス提供の終了)

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等により速やかにその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 3 0 条 (本契約者が行う契約解除)

本契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除の 1 ヶ月前迄に当社に通知して頂きます。

第 3 1 条 (当社が行う契約解除)

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

- ① 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- ② 本契約者が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス等にかかる料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- ③ 当社及びアイテムの名誉もしくは信用を毀損したとき。
- ④ 当社及びアイテムに損害を与えたとき。
- ⑤ 第 23 条(本サービス提供の終了)第 1 項に定めるとき。
- ⑥ 本契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - (1) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。
 - (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合。
 - (5) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

第5章 損害賠償

第 3 2 条 (損害賠償)

本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により本契約者が損害を被った場合、当社は、月額料相当額を上限として当該損害を賠償します。

附則(実施期日)

本規約は、2026 年 7 月 1 日から実施します。

MVNO 延長保証 R サービス利用規約

【別紙1】 料金表

(利用料金)

月額:660 円(税込)

(負担金)

■Apple iPhone16

■Apple iPhone16e

■Apple iPhone17e

1 回目:3,300 円(税込)

2 回目以降:5,500 円(税込)

(違約金)

メーカー販売価格の 7 割相当額を限度として請求します(不課税)。